

1 男女共同参画社会とは

1999年（平成11年）に施行された「男女共同参画社会基本法」では、少子高齢化が急速に進む日本が活力ある社会を維持するために、また、今後の日本社会を決定する上で、男女共同参画社会の実現は21世紀の最重要課題であると位置づけています。そして、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」としています。

また、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 国際的協調

を掲げています。

さらに、2000年（平成12年）12月に、この男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画に係る初めての法定計画として策定された「男女共同参画基本計画」では、男女共同参画社会を「女性も男性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会」ととらえています。

「男女共同参画」とは、画一的に男女の違いを排除するものではなく、また、単に女性の社会参画を促進することを目的とするものでもありません。男性も女性もすべての人が、それぞれの有する資質や能力を十分に開発・発揮され得る社会の構築をめざすもので、個々人の選択に応じて納得のいく生き方を可能にすることを目的としています。

そして、国民に将来の男女共同参画社会の姿を広く考えていただくための材料として、内閣府男女共同参画局では「男女共同参画社会の将来像検討会」を設置し、2004年（平成16年）6月に「男女共同参画は日本社会の希望—多様な価値観の下、個性を生かし、共に生きる社会へ—」という報告書を取りまとめています。

この中で、男女共同参画社会を形成するためには次のような障壁があるとしています。

- ① 女性が活躍する機会が十分でない
- ② 性別による固定的な役割分担意識
- ③ 仕事と子育ての両立困難（長時間労働・育児や地域社会への参加が低い男性、仕事と家事・育児の双方を担う女性）
- ④ 働く場における男女間格差（限定的な女性の就業形態、処遇における男女間格差）
- ⑤ 進学率・有業率における男女間格差
- ⑥ ライフスタイルに中立でない制度（税制・社会保障制度・雇用・就業に関する制

度・慣行について固定的な性別役割分担意識^{*}を前提にしたものや実質的に男女で中立的に機能しないものなど)

これらの障壁を乗り越えるための取り組みを進めた場合の、2020年（平成32年）頃の目指すべき男女共同参画社会として、以下のような姿を描いています。

- ① 「政策・方針決定過程の場に女性が参画すること」によって、新しい視点が提起され、さまざまな人の立場を考慮した政策の立案・実施が可能になる。
- ② 「職場における性差別が解消すること」によって、女性の労働力が確保されるだけでなく、男性にとっても働きやすい職場環境が確保され、多様性に富んだ職場環境が人々を活性化させることで企業活動も活発となる。
- ③ 「家庭における男女共同参画が促進されること」によって、親と子どもの関係が改善され、男女とも子どもと関わる喜びを体験し得る。一方、女性の家事・育児関係の負担が軽減されて、家庭と職場との両立が可能になり、少子化にも歯止めがかかる。
- ④ 「地域社会の活動が評価されて男女共同参画が促進されること」により、人々は職場中心の生き方だけでなく、男女とも、多様な価値観に基づいて、地域活動、ボランティア、家庭生活、学習活動等、さまざまな生き方を自ら選択することが可能になる。
- ⑤ 「国際的な動向を踏まえつつ男女共同参画を推進し、支援や発言を積極的に行うこと」で、地球社会における男女共同参画にも貢献し、また、世界での活躍の場も広がっていく。

本市においてもこのような考え方を踏まえ、男女が共に知恵と力を出し合い、利益と責任を共有することにより、21世紀のさまざまな課題に対処し、力強い未来を切り開いていくために、男女共同参画を推進していきます。

2 計画の概要

(1) 計画の趣旨

本市では、1996年（平成8年）に「生駒市女性行動計画 女と男 You&Iプラン」を策定し、女性問題の解決と男女共同参画社会の実現をめざしてさまざまな施策を進めてきました。

しかし、依然として「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識など解決を妨げる意識は根強く、また、社会経済情勢においても少子高齢化の急速な進行、多様なライフスタイル、経済の低成長と構造転換、国際化・情報化の一層の進展など大きく変化しています。

こうした変化に対応し、豊かで活力ある社会を実現するためには、男女が共に生きがいをもって充実した暮らしができるよう、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することがより一層求められています。

そこで、「生駒市男女共同参画行動計画 女と男 You&Iプラン（第2次）」を策定します。

(2) 計画の性格

- ① この計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく本市の計画として位置づけ、国の「男女共同参画基本計画」や奈良県の「なら男女共同参画プラン21」との整合性を図るとともに、「生駒市第4次総合計画」、「生駒市ハートフルプラン」等の市の関連計画との整合性も図りながら策定したものです。
- ② この計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、行政が取り組むべき指針としてその目標と具体的な施策を明らかにするとともに、本市に住み、働き、学ぶ人々や事業者、各種団体が、それぞれの役割や責務を自覚し、主体的に行動するための指針となるものです。
- ③ この計画は、「生駒市女性行動計画 女と男 You&Iプラン」の成果や課題を継承しつつ、本市の特性や現状を踏まえるとともに、実効性のある行動計画をめざし策定したものです。

(3) 計画の期間

計画の期間は、2005年度（平成17年度）から2014年度（平成26年度）までの10年間とします。

なお、今後の国内外の動向、社会経済情勢の変化などに対応し、適切な施策を推進するため、必要に応じて見直しを行います。

(4) 計画策定の背景

① 世界の動き

1995年（平成7年）、北京で開かれた「第4回世界女性会議」では、「北京宣言」に「女性の権利は人権」を明記するとともに、2000年（平成12年）に向けて優先的に取り組むべき課題として、12の重大問題領域を設定した「行動綱領」を示しました。

これに基づき、2000年（平成12年）にニューヨークで「国連特別総会・女性2000年会議」が開かれ、「北京行動綱領」採択5年後の実施状況の検討と評価を行うとともに、各国の決意表明や理念を掲げた「政治宣言」と各国で今後とるべき施策指針となる「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

② 日本の動き

1996年（平成8年）に「男女共同参画2000年プラン」が策定され、1997年（平成9年）には「男女共同参画審議会」が設置されるとともに、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」の改正が行われました。

1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、2000年（平成12年）には「介護保険制度」が導入されるとともに、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」や「児童虐待の防止等に関する法律」が公布・施行され、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2001年（平成13年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が、2003年（平成15年）には「次世代育成支援対策推進法」や「少子化社会対策基本法」が公布されました。

2004年（平成16年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が改正され、配偶者からの暴力の定義が身体以外にも心身に有害な影響を及ぼす言動にまで拡大されました。さらに、2005年（平成17年）には、育児や介護を担う労働者の仕事と家庭との両立をより一層推進するため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（育児・介護休業法）」が施行されました。

③ 奈良県の動き

1997年（平成9年）に奈良県婦人行動計画を引き継いだ「なら女性プラン21」が策定され、その後2001年（平成13年）に男女共同参画の推進に関する基本理念や県、県民、事業者の責務等を定めた「奈良県男女共同参画推進条例」が施行されました。

この条例を具現化するため、また「なら女性プラン21」の残された課題や新たな問題等を見直し、今後の指針とするため、2002年（平成14年）に「なら男女共同参画プ

ラン21（なら女性プラン21改訂版）」を策定しました。

④ 生駒市の取り組み

1996年（平成8年）に行政と市民、事業者、各種団体等が一体となって、男女の平等と共同参画社会を実現するため、2005年度（平成17年度）までを計画年度とする「生駒市女性行動計画 ひとひと 女と男 ゆうあい You&Iプラン」を策定しました。さらに2000年度（平成12年度）にその目標達成に向けて2005年度（平成17年度）までの事業を示す「実施計画」を策定し、これに基づき施策を推進してきました。

また、施策を進めるにあたって、庁内の検討機関として「男女共同参画施策推進会議」や学識経験者、市内関係団体や公募市民で組織する「男女共同参画施策推進懇話会」を設置し、定期的にその進行管理や男女共同参画全般に関する意見等の収集を行ってきました。

さらに2003年（平成15年）には市民、事業者、各種団体及び市職員に対して「男女共同参画社会づくりのためのアンケート調査」を実施し、多方面から現状の把握と今後の課題抽出を行いました。

3 生駒市がめざす男女共同参画社会

(1) 計画の基本理念

本計画は、先の男女共同参画社会の考え方を踏まえ、真に男女平等の社会を実現するため、次の3つを基本理念とします。

① ^{ひと}女と^{ひと}男、その人権の尊重

固定的な性別役割分担意識^{*}や社会的、文化的に形成された性別（ジェンダー^{*}）意識に基づく社会制度や慣行を見つめ直し、男女の個人としての尊厳を重んじ、家庭、職場、学校、地域、その他あらゆる分野において男女が対等に、それぞれの人権が尊重され、共に多様な生き方を認め合い、一人ひとりが自分らしく、自立した生き方ができるような社会をつくりまします。

また、出身、国籍、障がいの有無などによらず、それぞれの人権が保障され、経済的・社会的に自立できる社会をつくりまします。

② ^{ひと}女と^{ひと}男、あらゆる分野への共同参画

従来の社会システムでは男性に比べて社会参画の機会が少なかった女性が、自らの個性や能力を發揮し、政治的、経済的、社会的、文化的に力を備えた存在になること（エンパワーメント^{*}）を支援するとともに、社会のあらゆる分野での活動に参画する機会の男女間格差を改善するための暫定的な積極的是正措置（ポジティブ・アクション^{*}）をとり、政策等の立案及び決定過程に男性と共に参画できる社会をつくりまします。

また、家族を構成する男女が互いに協力し、家庭生活と職業生活、学習活動、地域活動等が両立できる社会をつくりまします。

③ ^{ひと}女と^{ひと}男、あらゆる分野での連携・協働

男女共同参画社会の実現のために、男女が行政や市民、事業者、各種団体等さまざまな立場にかかわらず、家庭や地域、職場等において、連携・協働して施策・事業を推進するとともに、それぞれの役割に応じた取り組みを行い、豊かで成熟した市民社会をつくりまします。

(2) 計画の基本目標

基本理念に基づき、本市における男女共同参画社会を実現するため、総合的に計画を推進し、関係各課及び市民、事業者、各種団体等有機的に連携し、効果的な取り組みを進めるため、次の4つの基本目標を定めます。

基本目標Ⅰ 男女が人権を尊重し合えるまちをつくりましょう

性別、年齢、障がいの有無、国籍等にかかわらずあらゆる差別をなくし、一人ひとりがお互いの人権を尊重し合えることを基本に、性差別を基本的人権の問題として認識できるよう、人権意識の向上にむけた啓発を進めるとともに、ドメスティック・バイオレンス^{*}やセクシュアル・ハラスメント^{*}、ストーカー等、特に女性に向けられることの多いあらゆる暴力や児童、高齢者等に対する虐待など、人権をふみにじる意識、行為の根絶に向けた取り組みを進めます。

また、学校をはじめ家庭、地域社会、職場などのあらゆる場で男女共同参画の視点に立った教育を進めます。

基本目標Ⅱ 男女が共にあらゆる分野に参画できるまちをつくりましょう

男女共同参画社会の実現のためには、今なお根深く残っている固定的な性別役割分担意識^{*}とこれに基づく慣習や慣行、社会制度を見直す必要があります。

また、男女が社会のあらゆる分野で共同して参画する機会が確保され、性別等にかかわらず、多様な考え方が反映されることは、活力ある社会づくりに不可欠です。

さらに、男女を問わず、生涯にわたって職業生活をはじめ家庭生活、地域生活等全般にわたり、より自立した生き方が求められ、男女相互の自立の上に個人の尊厳や相互連帯も築かれるといえます。

そのため、政策や方針決定過程への女性の参画を一層促進するとともに、性別等にかかわらず、自らの意思で職業生活と家庭生活、地域生活にバランスよく参画し、自立した多様な生き方ができるよう支援に努めます。

また、男女が共に家庭の中で協力し、責任を担えるよう、労働時間の短縮等、働き方の見直しや労働環境の整備について事業者等に対する啓発を行うとともに、子育てや家事等の家庭生活への男性の参画を促進します。

基本目標Ⅲ 生涯にわたり健康で安心して暮らせるまちをつくりましょう

男女共同参画社会を形成する上では、女性も男性も各人がそれぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことが重要です。

特に、女性は妊娠や出産など生涯を通じて男性とは異なる健康上の変化や問題に直面します。そのため、女性が自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し、健康を享受できるように、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ^{*}の理念の普及を図ります。さらに、人権尊重に基づく性教育や性感染症、HIV感染症の予防など性や生命の尊重に立った取り組みを進めるとともに、女性の思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などライフステージ^{*}に合った保健対策を進めます。

また、男性も生活習慣病の予防や仕事上のストレスなど心の健康問題^{*}の解消などが必要であり、心身の健康づくりを進めます。

さらに、ひとり親家庭や高齢者、障がい者などだれもが地域の中で安心して自立した生活が送れるように、支援の充実に努めるとともに、看護や介護への男女の参画や男女共同参画による福祉のまちづくりを進めます。

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現をみんなで進めましょう

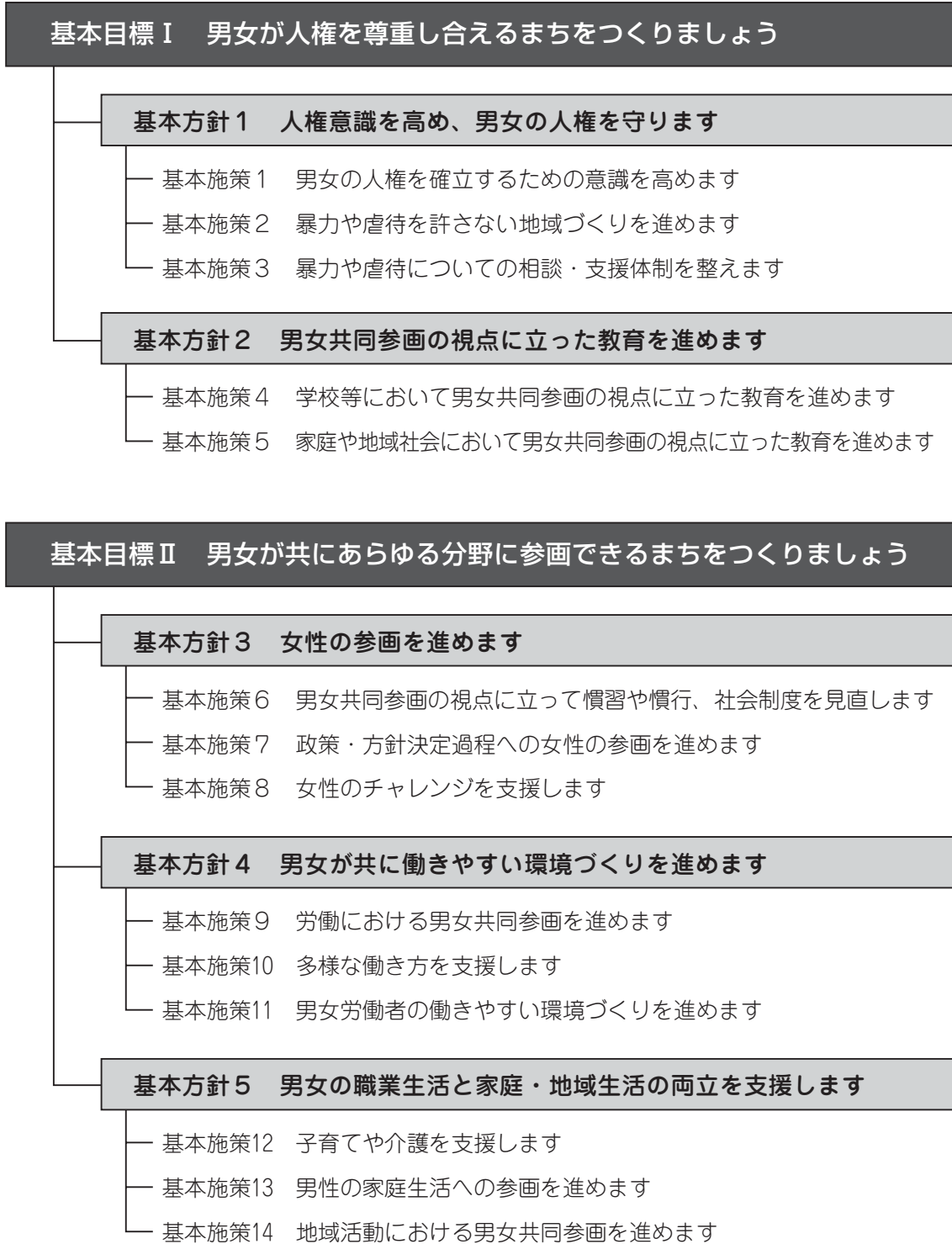
この計画を推進し、男女共同参画社会を実現するためには、行政のみならず、本市に住み、働き、学ぶ人々や事業者・各種団体が主体的に、また、連携・協働して取り組むことが重要です。

さらに、計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するためには、定期的に進捗状況を点検し、内容の変更や改善を行う必要があります。

そのため、庁内推進体制を強化するとともに、計画の点検等推進体制の整備を図り、また、女性センターの機能を充実していきます。

(3) 計画の施策体系

計画の基本目標のもとに、具体的な施策を展開するため、施策の基本方針及び基本施策について次のように設定します。



基本目標Ⅲ 生涯にわたり健康で安心して暮らせるまちをつくりましょう

基本方針6 生涯を通じた心と身体の健康づくりを進めます

- 基本施策15 性と生命を尊重する意識を高めます
- 基本施策16 生涯を通じた女性の健康づくりを進めます
- 基本施策17 男性の心身の健康づくりを進めます

基本方針7 だれもが安心して暮らせる環境を整えます

- 基本施策18 援護を必要とする人の生活自立を支援します
- 基本施策19 看護や介護への男女共同参画を進めます
- 基本施策20 男女共同参画による福祉のまちづくりを進めます

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現をみんなで進めましょう

基本方針8 市民との協働による総合的な推進体制を整えます

- 基本施策21 庁内における推進体制を強化します
- 基本施策22 市民参画による推進体制を整えます
- 基本施策23 女性センター機能を充実します